

試算依頼に関する注意点

神戸市職員共済組合

1. 氏名・生年月日・退職（予定）年月日・住所は必須項目となっております。漏れがある場合、試算ができかねますので忘れずにご記入ください。
2. 試算内容の詳細をお伺いするためお電話をおかけする場合がございます。固定電話か携帯電話のどちらかつながりやすい方をご記入ください。

3. 試算内容について

① 共済組合の加入状態について

共済組合の年金計算の期間となるのは長期組合員の期間のみです。長期組合員は以下の方が対象です。

- ・ 正規職員
- ・ 再任用（フルタイム）
- ・ 会計年度（フルタイム）の2年目以降

※会計年度（フルタイム）の1年目または再任用（短時間）として勤務されている方は短期組合員であるため、共済年金の期間の対象外となります。

② 退職（予定）日について

在職中の方はご自身の雇用状態に応じて以下の日付を最長とし、退職（予定）日をご記入ください。

60歳未満の方	定年延長の退職日まで ※定年延長中の報酬は現在の標準報酬の7割として計算します
定年延長中の方	定年延長の退職日まで
暫定再任用（フルタイム）	再任用の任期まで（最大65歳到達日まで）
65歳以降再任用（フルタイム） 及び会計年度（フルタイム）2年 目以降	採用日から最長5年

③ 試算内容について

原則 65歳時点の本来支給の老齢厚生年金の試算をさせていただきます。また、生年月日・職種によって特別支給の老齢年金の支給条件に該当される方は特別支給の老齢厚生年金の支給開始時点での年金額も併せて試算させていただきます。

④ 繰上げ・繰下げ年金について

以下の参考の通り、65歳時点での年金額から簡易な式によって計算いただくことができますので、共済組合からご回答させていただいた年金額をもとに繰上げ・繰下げ年金の年金額をご計算ください。

(参考) 老齢厚生年金の受け取り方について

① 本来支給と特別支給

老齢厚生年金の受け取り方は特別支給と本来支給の2種類があります。

現行の法令では老齢厚生年金は65歳からの支給が基本となっており、この **65歳からの支給を本来支給の老齢厚生年金**と呼んでいます。

このように、年金の受給開始年齢が65歳に引き上げられましたが、実際には経過措置として生年月日に応じて段階的に引き上げが行われています(生年月日ごとの受給開始年齢は下表を参照)。このような経過措置によって **65歳より前から、65歳の誕生日前日まで受け取ることができる年金を特別支給の老齢厚生年金**と呼んでいます。

表 生年月日ごとの特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢

生年月日	一般職	消防特例
S32/4/2～S34/4/1	63歳	60歳
S34/4/2～S36/4/1	64歳	61歳
S36/4/2～S38/4/1	65歳 ※特別支給の期間 はありません	62歳
S38/4/2～S40/4/1		63歳
S40/4/2～S42/4/1		64歳
S42/4/2～		65歳 ※特別支給の期間 はありません

② 繰上げ支給と繰下げ支給

上記①の本来支給の老齢厚生年金を、**特別支給の受給開始年齢よりも前に受け取り開始することを繰上げ支給**と呼び、**66歳以降に受け取ることを繰下げ支給**と呼びます。

繰下げ支給の老齢厚生年金は、繰下げ期間中に受け取るはずだった年金額(65歳時の額から支給停止額を差し引いた額)に増額率(繰下げ期間月数×0.7%)をかけた額が増額されます。

$$\text{繰下げ増額分} = \text{繰下げ期間中に受け取るはずだった年金額} \times \text{増額率}$$

一方で、繰上げ支給の老齢厚生年金は、本来支給の老齢厚生年金額(65歳時の額)に減額率(繰上げ期間月数×0.4%または生年月日に応じて0.5%)をかけた額が減額されます。

$$\text{繰上げ減額分} = \text{本来支給の老齢厚生年金額} \times \text{減額率}$$